

令和6年度

静岡県省エネ住宅新築等事業費補助金

省エネ性能が高い住宅の新築及び購入に対して助成します！

補
助
要
件

- ①戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入
- ②県内中小工務店※1が施工
- ③ZEH水準※2の省エネ性能を満たすこと
- ④子育て世帯及び若者夫婦世帯※3を除く世帯

※1 直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数平均が50戸/年未満である事業者（住宅フランチャイズに加盟しているものを除きます。）

※2 断熱性能及び一次エネルギー消費量の削減のみを要件とします。
（太陽光発電等の再生可能エネルギーは要件としません。）

※3 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「子育てエコホーム支援事業」が利用できます。

補助額

定額

40 万円



+

しずおか優良木材等補助加算

しずおか優良木材等を4m³以上使用した場合、さらに補助金を加算します。

使用割合	補助単価	上限額
50%以上	15,000円/m ³	30万円
50%未満	10,000円/m ³	20万円

しずおか DRY

S WOOD

しずおか優良木材認証マーク

申請期間

第1期：令和6年5月13日～令和6年11月29日

第2期：令和6年10月15日～令和7年3月14日

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

※第1期、第2期の事業完了期限が異なります。

提出方法

オンライン申請

詳細はホームページ
を御確認ください。

提出先

静岡県暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課

TEL：054-221-3071



< 交付申請 > 契約前に提出する書類※

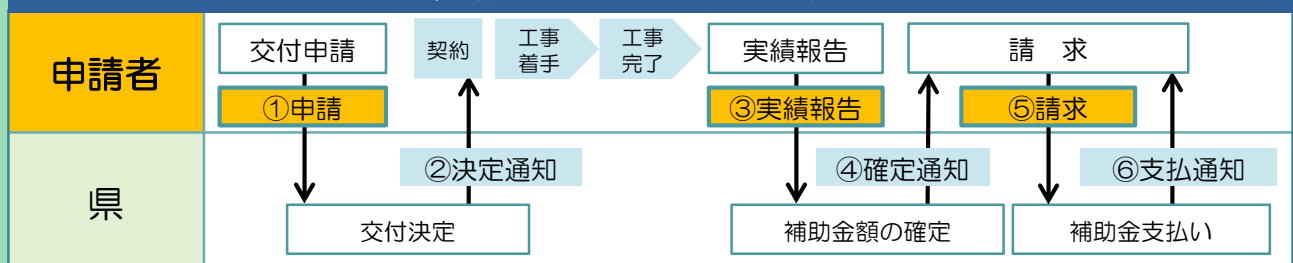
(1) 交付申請記入シート (Microsoft Excel形式) (要綱様式第1号、2号、3号、要領様式第1号)
(2) 確認及び誓約書 (要領様式第2号)
(3) 設計図書 (平面図、立面図)
(4) 木びろい表 (要領様式第3号) (しずおか優良木材等補助加算の場合)
(5) 住民票の写し (世帯全員が確認できるもの)
(6) 本人が確認できる書類 (運転免許証、パスポートの写し等) 並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人(カナ)が確認できる書類 (通帳の写し等)
(7) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書 (交付申請記入シートに記載)
(8) チェックリスト
(9) その他知事が必要と認めるもの

※事前着手の承認を受けている場合は着工前

< 実績報告 > 工事完了後に提出する書類 (事業完了後30日以内に提出)

(1) 実績報告記入シート (Microsoft Excel形式) (要綱様式第5号、2号、3号、要領様式第1号) (交付申請記入シートに追記したものに限り)
(2) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による評価書及び計算書 (評価機関の押印があるもの) ※最終的な計画に対応する評価書及び計算書とすること
(3) 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
(4) 完成時の写真 (外観、各階の内観各1枚、S-woodシール又はJASマーク (しずおか優良木材等補助加算の場合))
(5) 仕様書等 (外皮性能及び一次エネルギー消費量の計算に係る仕様わかるもの (評価機関の押印があるもの)) 及び納品書等 (仕様書等に表記されている断熱材、サッシ、機器等の納入がわかるもの) ※建設住宅性能評価書を添付している場合は省略可
(6) しずおか優良木材製品出荷証明書 (しずおか優良木材等補助加算の場合)
(7) 県産材販売管理票の写し (しずおか優良木材等補助加算の場合)
(8) 住民票の写し (補助対象住宅への入居が確認できるもの)
(9) 建築基準法に基づく検査済証の写し
(10) チェックリスト
(11) その他知事が必要と認めるもの

申請から支払までの流れ



※契約前に事前着手届の提出・承認がある場合は、契約後の交付申請が可能となります。
(工事着手までには交付申請が必要)
詳しくは県ホームページを御確認ください。

